

飯山市総合計画等評価検証委員会設置要領

(目的)

第1条 飯山市基本構想審議会条例（昭和56年飯山市条例第25号）第7条及び飯山市地方創生総合戦略会議設置要綱第7条の規定により、飯山市の最上位計画である総合計画等の実施状況、目標達成状況等について評価・検証し、効果的な施策の推進に反映するため、飯山市総合計画等評価検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 飯山市総合計画の評価検証
- (2) 飯山市地方創生総合戦略の評価検証
- (3) その他総合計画等の評価・検証のために必要な事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業団体、行政機関、教育機関、金融機関等の役員又は職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該年度に係る審議が終了するまでの間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めた場合に開催する。ただし、最初に行われる会議は市長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。